

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月24日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市教育委員会規則第8号

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則（昭和44年千葉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(趣旨) 第1条 [略] (通学区域) 第2条 千葉市立小学校及び中学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。 2～4 [略] (補則) 第3条 [略] 別表第1			(趣旨) 第1条 [略] (通学区域) 第2条 千葉市立小学校及び中学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。 2～4 [略] (補則) 第3条 [略] 別表第1		
中学校区	小学校区	通学区域	中学校区	小学校区	通学区域
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
千葉市立打瀬中学校	千葉市立打瀬小学校	打瀬1丁目の一部、2丁目の一部、中瀬2丁目、ひび野2丁目、豊砂、美浜、浜田2丁目の一部、 <u>若葉3丁目</u>	千葉市立打瀬中学校	千葉市立打瀬小学校	打瀬1丁目の一部、2丁目の一部、中瀬2丁目、ひび野2丁目、豊砂、美浜、浜田2丁目の一部、 <u>若葉3丁目</u> の一部
	千葉市立海浜打瀬小学校	[略]		千葉市立海浜打瀬小学校	[略]
	千葉市立美浜打瀬小学校	[略]		千葉市立美浜打瀬小学校	[略]

改正前			改正後		
	[新設]	[新設]		<u>千葉市立幕張若葉小学校</u>	<u>若葉3丁目(市立打瀬小学校通学区域を除く。)</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
別表第2～3 [略]			別表第2～3 [略]		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。